

新型コロナウイルスの影響により事業の継続に支障がある事業者に対する 長期運転資金の取扱いに係るQ & A

お手続きについて-----

Q 1 資金を利用したいのですが、どのように手続すれば良いですか？

A 1 新型コロナウイルスの影響により事業の継続に支障がある方への長期運転資金を希望する方は、福祉医療機構ホームページ (https://www.wam.go.jp/hp/iryuu_shinngatacorona_hazimenioyomikudasai/) からダウンロードした借入申込に必要な書類一式を当機構あて送付して下さい。送付先は以下のとおりです。(問い合わせ先はQ9のとおり)

【宛先】

(東日本の場合)

〒105-8486

東京都港区虎ノ門 4-3-13 (ヒューリック神谷町ビル 9 階)

独立行政法人 福祉医療機構 福祉医療貸付部 医療審査課

(西日本の場合)

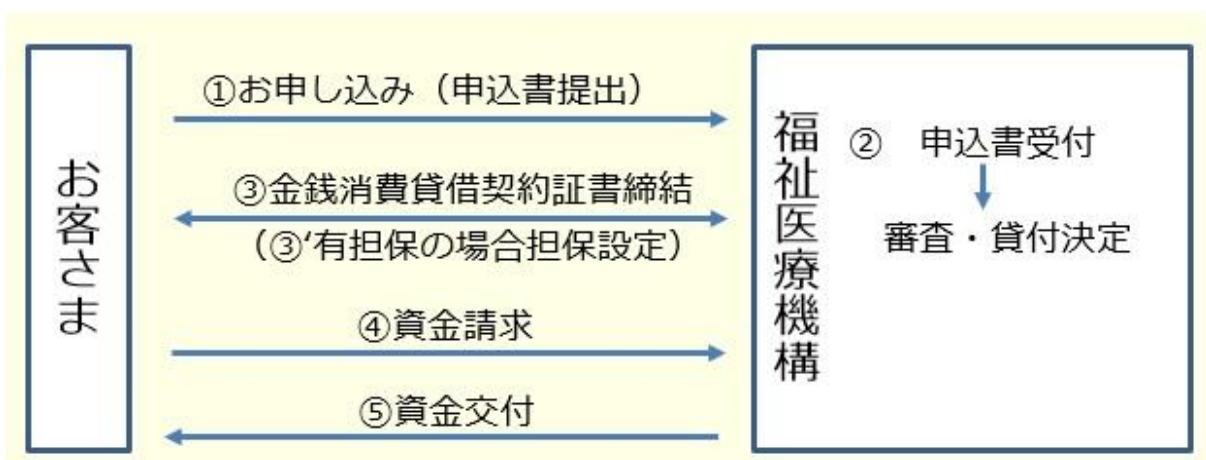
〒541-0054

大阪府大阪市中央区南本町 3-6-14 (ヒューリック神谷町ビル 9 階)

独立行政法人 福祉医療機構 大阪支店 医療審査課

Q 2 融資を受けるまでの手続きの流れを教えてください。

A 2 次のような流れになります。有担保の貸付となるか、無担保の貸付となるかでお手続きが変わりますのでご注意ください。



- Q 3 申込みから融資（資金の振込）まで、どのくらいの期間がかかりますか。
 A 3 お申し込み手続きを通常審査より簡素化し、お客さまのご意向に沿って速やかにご融資ができるよう努めております。

ただし、お客さまのお申し込み内容や貸付条件（担保の有無）、加えて現在、多くのお客さまからお申し込み頂いている状況でございますので、必ずしも融資希望時期のご意向に沿えないことがあることをご理解いただきますようお願い申し上げます。

制度・条件・対象について-----

- Q 4 融資を受けることができる条件は何ですか？
 A 4 主に以下のいずれかに該当する事業者の方が対象となります。
 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、施設機能の一部又は全部を停止している方
 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度サービス利用者及び収益が減少している方

- Q 5 どのような資金について融資を受けることができますか？
 A 5 新型コロナウイルスの影響により事業の継続に支障がある事業者の方に対しご融資する資金種類は「長期運転資金」であり、融資条件の特例措置を講じております。

- Q 6 新型コロナウイルス資金の融資を一度受けた後、更に融資を受けることができますか。
 A 6 融資限度額の範囲内であれば複数回、融資を受けることが可能です。
 ただし、既に実行した融資額以上の更なる資金の必要性をご説明いただくこととなりますので、ご承知おきいただきますようお願い致します。

- Q 7 融資条件の特例措置について教えてください。
 A 7 貸付条件は下記表のとおりになります。

	融資条件		
	病院	老健・介護医療院	診療所・助産所 医療従事者養成施設 指定訪問看護事業
償還期間 (据置期間)	10年以内 (5年以内)		
貸付利率	当初5年間 1億円まで無利子 1億円超の部分は0.2% 6年目以降 0.2%		
貸付金の限度額 (無担保貸付)	7.2億円 (3億円)	1億円 (1億円)	4,000万円 (4,000万円)

※貸付利率は令和2年3月2日時点のものです。最新の金利はお問合せください。

Q 8 保証人は必要ですか。

A 8 保証人不要制度を選択していただく事も可能です。その場合は、オンコスト(金利+0.15%)していただくこととなります。

(例えば、1億円以下の場合、令和2年3月2日時点において、当初5年間の金利は0.15%、6年目以降は0.35%となります)

Q 9 法人単位での申し込みになりますか。

A 9 法人単位ではなく、施設単位でのお申し込みとなります。例えば、医療法人が診療所を2つ運営している場合、2施設×限度額4,000万円で合計8,000万円までの申込が可能となります。ただし、法人全体でご返済可能な範囲の借入額であることが必要です。

Q 10 コロナ融資については、早く申し込まないと申込受付枠に達してしまい、その後の申込が断られるといったことはありませんか。

A 10 本融資制度については、十分な融資規模に対応できる予算が手当てされておりますので、ご安心ください。

Q 11 個人の診療所・歯科診療所ですが、コロナ融資の対象となりますか。

A 11 個人の診療所・歯科診療所もご融資の対象となります。

Q 12 薬局はコロナ融資の対象となりますか。

A 12 薬局は当機構の融資の対象外となります。

Q 13 株式会社・合同会社等で指定訪問看護事業(訪問看護)を運営していますが、コロナ融資の対象となりますか。

A 13 指定訪問看護事業は当機構の融資の対象施設となるものの、株式会社・合同会社等でのお申し込みは融資の対象外となります。

Q 14 株式会社・合同会社等で通所リハビリテーション(デイケア)事業を運営していますが、コロナ融資の対象となりますか。

A 14 株式会社・合同会社等による通所リハビリテーション(デイケア)事業は、融資の対象外となります。なお、診療所(通所リハビリテーション事業所を有する診療所を含む。)は、融資の対象となります。

Q 15 沖縄県で医療施設を運営していますが、コロナ融資の対象となりますか。

A 15 沖縄県の医療施設を運営されている方は、当機構の融資ではなく、沖縄振興金融開発公庫の融資の対象となります。沖縄振興金融開発公庫 融資第一部産業開発融資班(TEL 098-941-1765)へお問い合わせください。

Q 16 日本政策金融公庫からコロナに関する運転資金の融資をすでに受けていますが、福祉医療機構のコロナに関する運転資金の融資を受けることができますか。

A16 福祉医療機構と日本政策金融公庫の融資を併用することはできないことになっております。

Q17 自由診療が収益の100%を占める診療所（又は病院）ですが、コロナ融資の対象となりますか。

A17 当機構の医療貸付の融資を受けられるには、保険医療機関として継続して運営していることが必要です。結果的に又は一時的に自由診療が収益の100%となっている診療所（又は病院）であっても、2020年1月末時点で保険医療機関として指定を受けていれば、お申込みは可能です。

Q18 融資に関する問い合わせ窓口を教えてください。

A18 ご融資の窓口は、お申し込みの施設、施設の所在地によって異なります。お手数ですが、以下にお問い合わせください。

（施設所在地が東日本の方）福祉医療貸付部医療審査課：03-3438-9940

（施設所在地が西日本の方）大阪支店医療審査課：06-6252-0219

すでにご融資している資金のご返済について-----

A19 福祉医療機構から融資を受けていますが、新型コロナウイルスの影響を受け、返済にあたり不安があります。どのようにすればよいのでしょうか？

Q19 新型コロナウイルスの影響を受け、返済に不安が生じたお客さまについては顧客業務部顧客業務課で相談を受け付けております。当面6か月の元利金のお支払いについて、ご相談に応じます。

【返済に関するご相談窓口】

顧客業務部顧客業務課：03-3438-9939